

基 発 0519 第 8 号

平成29年 5 月 19 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示の適用等について

特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示（平成29年厚生労働省告示第186号。以下「改正告示」という。）が、平成29年4月27日に公示され、平成29年6月1日から適用されることとなった。その趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第1 改正の趣旨

本改正は、「平成28年度第2回管理濃度等検討会」における検討結果を踏まえ、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第60号。以下「改正政令」という。）により特定化学物質に追加された三酸化二アンチモンの試料採取方法、分析方法及び管理濃度を定める等の改正を行ったものである。

第2 改正の要点

1 特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能（昭和50年労働省告示第75号）の一部改正について

三酸化二アンチモンについて、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）の規定に基づき作業場に設ける局所排気装置のフードの外側における濃度（以下「抑制濃度」という。）をアンチモンとして $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ と定めたこと。

2 作業環境測定士規程（昭和51年労働省告示第16号）の一部改正につ

いて

作業環境測定法第5条の試験の科目の範囲に三酸化二アンチモンの分析に関する理論及び方法を、同条の講習の科目の範囲に三酸化二アンチモンの分析をそれぞれ追加したこと。

3 作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号）の一部改正について

作業環境測定における三酸化二アンチモンの試料採取方法を「ろ過捕集方法」と、分析方法を「原子吸光分析方法」と定めたこと。

4 作業環境評価基準（昭和63年労働省告示第79号）の一部改正について

三酸化二アンチモンの管理濃度をアンチモンとして $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ と定めたこと。

5 適用期日

改正告示は、平成29年6月1日から適用することとしたこと。

第3 関係通達の一部改正

1 平成17年3月31日付け基発第0331017号「屋外作業場等における作業環境管理に関するガイドラインについて」の一部を次のように改正する。

本文を次のように改める。

6（1）イ（イ）中「15まで」を「15の2まで」に改める。

6（2）イ（イ）中「15まで」を「15の2まで」に改める。

別表第1を別添のとおり改める。

2 改正通達は、平成29年6月1日から適用する。

別表第1 測定対象物質と管理濃度等

物の種類	管理濃度等
1 土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じん	次の式により算定される値 $E = \frac{3.0}{1.19Q + 1}$ この式において、E及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。 E 管理濃度 (単位 mg/m ³) Q 当該粉じんの遊離けい酸含有率 (単位 パーセント)
2 アクリルアミド	0.1 mg/m ³
3 アクリロニトリル	2 ppm
4 アルキル水銀化合物 (アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。)	水銀として0.01 mg/m ³
5 アルファーナフチルアミン及びその塩	—
6 石綿	5 μm以上の繊維として0.15本/cm ³
7 インジウム化合物	—
8 エチルベンゼン	20 ppm
9 エチレンイミン	0.05 ppm
10 エチレンオキシド	1 ppm
11 塩化ビニル	2 ppm
12 塩素	0.5 ppm
13 オーラミン	—
14 オルトートリジン及びその塩	—
15 オルトートルイジン	1 ppm
16 オルトーフタロジニトリル	0.01 mg/m ³
17 塩素化ビフェニル(別名PCB)	0.01 mg/m ³
18 カドミウム及びその化合物	カドミウムとして0.05 mg/m ³
19 クロム酸及びその塩	クロムとして0.05 mg/m ³
20 クロロホルム	3 ppm
21 クロロメチルメチルエーテル	—
22 五酸化バナジウム	バナジウムとして0.03 mg/m ³
23 コバルト及びその無機化合物	コバルトとして0.02 mg/m ³
24 コールタール	ベンゼン可溶性成分として0.2 mg/m ³
25 酸化プロピレン	2 ppm
26 三酸化二アンチモン	アンチモンとして0.1 mg/m ³
27 ジアニシジン及びその塩	—
28 シアン化カリウム	シアンとして3 mg/m ³
29 シアン化水素	3 ppm
30 四塩化炭素	5 ppm
31 1,4-ジオキサン	10 ppm
32 シアン化ナトリウム	シアンとして3 mg/m ³
33 ジクロルベンジジン及びその塩	—

34	1, 2-ジクロロエタン (別名二塩化エチレン)	10 ppm
35	3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン	0.005 mg/m ³
36	1, 2-ジクロロプロパン	1 ppm
37	ジクロロメタン (別名二塩化メチレン)	50 ppm
38	ジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェイト (別名 DDVP)	0.1 mg/m ³
39	1, 1-ジメチルヒドラジン	0.01 ppm
40	臭化メチル	1 ppm
41	重クロム酸及びその塩	クロムとして 0.05 mg/m ³
42	水銀及びその無機化合物 (硫化水銀を除く。)	水銀として 0.025 mg/m ³
43	スチレン	20 ppm
44	1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン (別名四塩化アセチレン)	1 ppm
45	テトラクロロエチレン (別名パークロルエチレン)	25 ppm
46	トリクロロエチレン	10 ppm
47	トリレンジイソシアネート	0.005 ppm
48	ナフタレン	10 ppm
49	ニッケル化合物 (ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。)	ニッケルとして 0.1 mg/m ³
50	ニッケルカルボニル	0.001 ppm
51	ニトログリコール	0.05 ppm
52	パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン	—
53	パラ-ニトロクロルベンゼン	0.6 mg/m ³
54	砒素及びその化合物 (アルシン及び砒化ガリウムを除く。)	砒素として 0.003 mg/m ³
55	弗化水素	0.5 ppm
56	ベータ-プロピオラクトン	0.5 ppm
57	ベリリウム及びその化合物	ベリリウムとして 0.001 mg/m ³
58	ベンゾトリクロリド	0.05 ppm
59	ベンゼン	1 ppm
60	ペンタクロルフェノール (別名 PCP) 及びそのナトリウム塩	ペンタクロルフェノールとして 0.5 mg/m ³
61	ホルムアルデヒド	0.1 ppm
62	マゼンタ	—
63	マンガン及びその化合物 (塩基性酸化マンガンを除く。)	マンガンとして 0.2 mg/m ³
64	メチルイソブチルケトン	20 ppm
65	沃化メチル	2 ppm
66	リフラクトリーセラミックファイバ	5 μm 以上の繊維として 0.3 本/cm ³

ー	
6 7 硫化水素	1 ppm
6 8 硫酸ジメチル	0. 1 ppm
6 9 鉛及びその化合物	鉛として 0. 0 5 mg/m ³
7 0 アセトン	5 0 0 ppm
7 1 イソブチルアルコール	5 0 ppm
7 2 イソプロピルアルコール	2 0 0 ppm
7 3 イソペンチルアルコール (別名イソアミルアルコール)	1 0 0 ppm
7 4 エチルエーテル	4 0 0 ppm
7 5 エチレングリコールモノエチルエーテル (別名セロソルブ)	5 ppm
7 6 エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート (別名セロソルブアセテート)	5 ppm
7 7 エチレングリコールモノーノルマルーブチルエーテル (別名ブチルセロソルブ)	2 5 ppm
7 8 エチレングリコールモノメチルエーテル (別名メチルセロソルブ)	0. 1 ppm
7 9 オルトージクロルベンゼン	2 5 ppm
8 0 キシレン	5 0 ppm
8 1 クレゾール	5 ppm
8 2 クロルベンゼン	1 0 ppm
8 3 酢酸イソブチル	1 5 0 ppm
8 4 酢酸イソプロピル	1 0 0 ppm
8 5 酢酸イソペンチル (別名酢酸イソアミル)	5 0 ppm
8 6 酢酸エチル	2 0 0 ppm
8 7 酢酸ノルマルーブチル	1 5 0 ppm
8 8 酢酸ノルマループロピル	2 0 0 ppm
8 9 酢酸ノルマルーペンチル (別名酢酸ノルマルーアミル)	5 0 ppm
9 0 酢酸メチル	2 0 0 ppm
9 1 シクロヘキサノール	2 5 ppm
9 2 シクロヘキサノン	2 0 ppm
9 3 1, 2-ジクロルエチレン (別名二塩化アセチレン)	1 5 0 ppm
9 4 N, N-ジメチルホルムアミド	1 0 ppm
9 5 テトラヒドロフラン	5 0 ppm
9 6 1, 1, 1-トリクロルエタン	2 0 0 ppm
9 7 トルエン	2 0 ppm
9 8 二硫化炭素	1 ppm
9 9 ノルマルヘキサン	4 0 ppm
1 0 0 1-ブタノール	2 5 ppm
1 0 1 2-ブタノール	1 0 0 ppm

102	メタノール	200 ppm
103	メチルエチルケトン	200 ppm
104	メチルシクロヘキサノール	50 ppm
105	メチルシクロヘキサノン	50 ppm
106	メチルノルマルブチルケトン	5 ppm
107	2-アミノ-4-クロロフェノール	—
108	アントラセン	—
109	2, 3-エポキシ-1-プロパノール	2 ppm
110	塩化アリル	1 ppm
111	オルトフェニレンジアミン及びその塩	オルトフェニレンジアミンとして0. 1 mg/m ³
112	キノリン及びその塩	—
113	1-クロロ-2-ニトロベンゼン	構造類似物質の管理濃度 パラニトロクロルベンゼン 0. 6 mg/m ³
114	酢酸ビニル	10 ppm
115	1, 4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン	—
116	2, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン	構造類似物質の管理濃度 パラニトロクロルベンゼン 0. 6 mg/m ³
117	N, N-ジメチルアセトアミド	10 ppm
118	ノルマルブチル-2, 3-エポキシプロピルエーテル	3 ppm
119	パラジクロルベンゼン	10 ppm
120	パラニトロアニソール	構造類似物質の許容濃度 パラアニシジン 0. 5 mg/m ³ (日本産業衛生学会、ACGIH) ジニトロトルエン (混合物) 0. 2 mg/m ³ (ACGIH)
121	ヒドラジン及びその塩並びに一水和物	ヒドラジンとして0. 13 mg/m ³
122	ビフェニル	0. 2 ppm
123	2-ブテナール	0. 2 ppm
124	1-ブロモ-3-クロロプロパン	構造類似物質の管理濃度 1, 2-ジクロロエタン 10 ppm
125	1-ブロモブタン	—
備考 この表の右欄の値は、温度25度、1気圧の空気中における濃度を示す。		

(注) 表に掲げる管理濃度等とは、作業環境評価基準（昭和63年労働省告示第79号）の別表に掲げる管理濃度及び労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針に基づき作業環境の測定の結果を評価するために使用する評価指標をいう。

基 発 0519 第 9 号
平成29年 5 月19日

別紙に掲げる関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能
等の一部を改正する告示の適用等について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等に基づき、屋内作業場等について行う作業環境測定及びその結果の評価に基づく作業環境管理については、労働者の健康確保のための手法として定着し、重要な役割を果たしているところです。

今般、特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示（平成29年厚生労働省告示第186号。以下「改正告示」という。）が、平成29年4月27日に公示され、平成29年6月1日より適用されることとなったところです。

つきましては、改正告示の趣旨、内容等については下記のとおりですので、貴団体におかれましては、貴会会員に対して、周知徹底していただきますようお願いいたします。

記

第1 改正の趣旨

本改正は、「平成28年度第2回管理濃度等検討会」における検討結果を踏まえ、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第60号。以下「改正政令」という。）により特定化学物質に追加された三酸化二アンチモンの試料採取方法、分析方法及び管理濃度を定める等の改正を行ったものである。

第2 改正の要点

1 特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める

性能（昭和50年労働省告示第75号）の一部改正について

三酸化二アンチモンについて、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）の規定に基づき作業場に設ける局所排気装置のフードの外側における濃度（以下「抑制濃度」という。）をアンチモンとして $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ と定めたこと。

2 作業環境測定士規程（昭和51年労働省告示第16号）の一部改正について

作業環境測定法第5条の試験の科目の範囲に三酸化二アンチモンの分析に関する理論及び方法を、同条の講習の科目の範囲に三酸化二アンチモンの分析をそれぞれ追加したこと。

3 作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号）の一部改正について

作業環境測定における三酸化二アンチモンの試料採取方法を「ろ過捕集方法」と、分析方法を「原子吸光分析方法」と定めたこと。

4 作業環境評価基準（昭和63年労働省告示第79号）の一部改正について

三酸化二アンチモンの管理濃度をアンチモンとして $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ と定めたこと。

5 適用期日

改正告示は、平成29年6月1日から適用することとしたこと。

第3 関係通達の一部改正

1 平成17年3月31日付け基発第0331017号「屋外作業場等における作業環境管理に関するガイドラインについて」の一部を次のように改正する。

本文を次のように改める。

6（1）イ（イ）中「15まで」を「15の2まで」に改める。

6（2）イ（イ）中「15まで」を「15の2まで」に改める。

別表第1を別添のとおり改める。

2 改正通達は、平成29年6月1日から適用する。

一般社団法人日本化学工業協会

石油化学工業協会

日本鋁業協会

日本難燃剤協会

化成品工業協会

日本ビニル工業会

日本 ABS 樹脂工業会

合成樹脂工業協会

ポリカーボネート樹脂技術研究会

日本スチレン工業会

日本化学繊維協会

エンブラ技術連合会

中央労働災害防止協会

公益社団法人日本作業環境測定協会

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会